

議案第94号

沼田市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

沼田市営住宅管理条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月30日提出

沼田市長 横山公一

沼田市営住宅管理条例の一部を改正する条例

沼田市営住宅管理条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「明渡請求」を「明渡しの請求」に改める。

第16条第1号中「この条」の次に「及び第40条の2第3項」を加える。

第31条の見出し、第35条の見出し及び第40条の見出し中「明渡請求」を「明渡しの請求」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（市営住宅の処分による明渡しの請求）

第40条の2 市長は、法第44条第3項の規定により市営住宅の用途を廃止し、当該市営住宅を除却することとしたときは、当該市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その者の申出により明渡しの期限を延期することができる。

- (1) 入居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) その他前2号に準ずる特別の事情があるとき。

4 第32条第2項の規定は、第1項の規定による明渡しについて準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第40条の2第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。